

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 釧路創生会
ケアハウス やまざくら

重 要 事 項 説 明 書

ケアハウスやまざくらを利用するにあたって次のとおり重要事項を説明いたします。

1. 事業者

名称 : 社会福祉法人 釧路創生会
軽費老人ホーム ケアハウス やまざくら
所在地 : 釧路市桜ヶ岡4丁目9番1号
施設長 : 立塚 夏澄
電話番号 : 0154-92-3939
事業開始 : 平成28年10月1日

2. 事業の目的

軽費老人ホームケアハウスやまざくらは、老人福祉法並びに軽費老人ホーム設置運営要綱に基づき、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢者のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助が受けることが困難な60歳以上の方にご入居いただき、心身ともに健康で明るい充実した日常生活を送っていただく事を目的とします。

3. 運営方針

甲の尊厳と自主性を尊重し、心身ともに健やかな日常生活を送っていただけるよう、常に「お客様主体」の運営を行ないます。

4. 施設概要

施設構造 : 鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積 : 2,128.38㎡
利用定員 : 50名
居 室 : 1人室 50室

5. 職員体制

常勤職員 : 施設長1名、生活相談員1名、介護職員2名、
管理栄養士又は栄養士1名、厨房職員5名
夜間警備職員3名 計13名

6. 入居時の注意確認事項

- (1) 居室は、全室個室でテレビ・ベッド・冷蔵庫・簡易な調理設備・洗面所・水洗トイレ・クローゼット・緊急呼出し等の設備があります。
- (2) 寝具など日常生活に必要なものは各自、ご用意下さい。
- (3) 居室にお持込になる家具・備品等は居室を快適に利用していただくために、制限させて頂く事があります。
- (4) 電話は各居室設置可能になっていますので、ご利用の場合は直接NTTまで手続きをお願いします。
- (5) 当施設は、NHK放送受信料の免除対象施設となっております。

7. 施設運営内容と留意事項

- (1) 居室に関する事項
 - ①居室内の掃除等の管理責任は、甲となります。
 - ②居室の変更は原則として行ないませんが、必要によりやむを得ず変更をしていただく場合もあります。
 - ③原則として、居室の造作、模様替えはできませんが、特殊事情によりやむを得ず居室の造作、模様替え等が必要な場合は、施設の承認が必要です。この場合の費用は、甲の負担となります。
 - ④居室内の電球等、消耗品の取替え費用は、お客様の負担となります。
 - ⑤甲が退居する時は、入居前の状態で居室を明け渡していただきます。この場合修理を行なう必要があるときは、その費用は甲の負担となります。
 - ⑥安全、衛生、防犯、防火、その他管理上必要があると認めた場合には、甲の承認なくして居室に立ち入ることがあります。
- (2) 玄関に関する事項
 - ①施設管理上、午後9時から翌朝の午前7時まで正面玄関を施錠します。
 - ②玄関施錠中の出入りについては、事前に事務所まで連絡をお願いします。
- (3) 談話コーナーに関する事項
 - ①テレビ鑑賞、談話、その他の趣味・娯楽等に気軽にご利用下さい。
- (4) 廊下・階段に関する事項
 - ①廊下・階段は、皆さんの生活に大事な通路でもあり、また万一の

非常時の避難路でもありますので、車椅子や荷物等の物品は置かないで下さい。

(5) 外出・外泊・面会・宿泊に関する事項

- ①外出・外泊は自由です。但し、施設管理上、その都度外出届・外泊届の提出をお願いします。
- ②健康状態あるいは天候が悪いときは、外出を差し控えていただくこともあります。
- ③外部からの訪問も自由です。但し、施設管理上、訪問される方はご面倒でも、事務所前にある訪問届にご記入をお願いします。
- ④宿泊も自由です。但し、施設管理上、宿泊届を提出していただき、施設長の承認を得る事を必要とします。

(6) 食事に関する事項

- ①一日三食、高齢者の健康を配慮した食事を食堂において提供します。
- ②食事開始時間は、概ね次のとおりです。
 - 朝食 午前7時30分から8時30分
 - 昼食 正午12時から13時まで
 - 夕食 午後17時30分から18時30分
- ③食事時間を過ぎた場合の取置きについては、食中毒等の感染症を防ぐため、時間を設定させていただきます。
 - 朝食 午前9時まで
 - 昼食 午後13時30分まで
 - 夕食 午後19時まで
- ④食事は、原則として、食堂で行なっていただきます。しかし、体調不良等、やむを得ない場合は、居室に配膳させていただきます。
- ⑤外出・外泊その他の理由により食事が不要となる時は、あらかじめご連絡下さい。外泊等で連続して7日以上不在の場合は、材料費相当額を返還します。
- ⑥入院（入院日の翌日より）やデイサービスの利用（利用日数分）により食事が不要になった場合も、材料費相当額を返還します。
- ⑦食堂内への飲食物の持ち込みはご自分の分に限らせていただいております。甲から他者への提供は、食中毒等の感染予防のため、一切、お断りさせていただきます。
- ⑧飲食物のやり取りについては、甲の責任においてお願いします。
- ⑨食事前には自室内で手洗いを行い、食堂へ入室する前には必ず備付けの殺菌消毒薬にて、手指消毒をお願いします。
- ⑩食堂で提供させていただいた飲食物を居室に持ち帰ることも、食

中毒等の感染予防のため、一切お断りします。

- ⑪体調に合わせ、お粥食、刻み食に変更することが可能です。
- ⑫定期的に食事に関する嗜好調査を行っています。出来る限り皆様の嗜好に沿った食事を提供します。

(7) 入浴に関する事項

- ①入浴は、ケアハウス内の浴室をご利用いただき、施設が定めた時間に利用できるように準備をさせていただきます。
- ②入浴時間は、17時から午後20時迄です。但し、変更の可能性があります。
- ③法令通知に基づき、入浴は原則として介助しません。
- ④体調不良時については、入浴をお控え下さい。
- ⑤入浴のときには、次のことをしないでください。
 - 酒気をおびて入浴すること。
 - 浴槽のなかで身体を洗うこと。
 - 浴室で洗濯をすること。
 - 浴室で汚物を流すこと。

(8) レクリエーション、行事に関する事項

- ①レクリエーションや行事を適宜提供させていただきますが、特に下記においては、転倒や負傷等もおこることが予想され、事故のないように配慮しますが、結果として事故となることも想定されるので、ご理解下さい。
 - 活動の中で刃物等を使用することがあります。
(手芸、調理、工芸活動等)
 - 活動の中で発熱・加熱する器具を使用することがあります。(調理活動等)

(9) 虐待防止に関する事項

施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。また、施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

8. 各種事故に関する事項

(1) 施設内における事故に関する事項

- ①施設内における日常生活において、転倒事故等各種事故が発生する可能性があります。
- ②施設として各種事故対策を行っておりますが、自立生活が基本の施設であることから、施設の責に帰する事故を除き、甲の自己責任となります。

(2) 施設が行う各種事故対策に関する事項

- ①転倒事故防止対策
- ②感染防止対策
- ③食中毒防止対策
- ④嚥下事故防止対策

9. 緊急時の対応について

(1) 甲の体調変化に関する事項

- ①急な体調変化の場合は、緊急呼び出し等により、事務所までご連絡下さい。救急車の要請、受け入れ医療機関の確認、代理人への連絡対応を行います。

(2) 火災・地震などの災害に関する事項

- ①職員緊急連絡体制をとり、速やかに対応します。
- ②年2回防災訓練を実施しておりますが、職員数も限られており、実際の災害時には自分の命は自分で守ることが基本になります。避難通路の確認やヘルメット、懐中電灯等、日頃の準備をよろしくをお願いします。

10. 保健・衛生について

(1) 日常生活に関する事項

- ①体調変化や異常があった場合は、職員までご連絡下さい。
- ②職員の判断による病院受診にご協力下さい。
- ③服薬管理については甲及び代理人等による管理が基本となります。
- ④ごみ等は定められた日及び場所以外に捨てないでください。また居室の窓からごみを捨てることは絶対にお止め下さい。
- ⑤外出から帰宅された場合、手洗い・うがいの励行をお願いしてお

ります。また感染予防対策から、ご家族等、訪問される方も手洗いの協力をお願いします。

(2) 健康管理、予防に関する事項

- ①年1回行う定期健康診断の受診をお願いします。
- ②年1回、インフルエンザワクチンの予防接種を実施しております。
共同生活であることから感染予防対策の一環としても位置づけられております。特別に事情がない限り予防接種をお願いします。

11. 利用料に関する事項

- (1) 利用料は、生活費・サービスの提供に要する費用・居住に関する費用（管理費）・その他利用料に区分され、生活費・サービスの提供に要する費用の額は国が定める額となります。(国が定める法令等の改正があった場合は、改定します)
- (2) その他利用料は、居室で使用する電気料・上下水道料・居室及び洗濯にて使用する給湯燃料費（1, 200円、年1回見直し）・宿泊者の食事代等が対象となります。
- (3) サービスの提供に要する費用は、甲の前年の収入額によって算出されます。
- (4) 月の途中での入・退居の場合は、次の算出方法になります。
 - ①生活費は日割り計算となります。
 - ②電気料の基本料金は30アンペアとし、使用期間が15日に満たないときは2分の1、15日以上の場合は1か月分とします。
従量料金についてはその月に使用した従量によります。
 - ③上下水道料は基本料金のみとし、使用期間が15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
 - ④給湯燃料費は15日に満たないときは2分の1、15日以上は1か月分となります。
- (5) 利用料は当月分を、その他利用料は前月分を毎月20日（この日が休日の時はその休日の翌日）迄に納入し、お客様が指定する口座からの自動引落としとさせていただきます。
- (6) 利用料・その他利用料は、月初めに請求書によりお知らせします。

12. 防災・防犯について

- (1) 居室において乙が設備した電磁調理器以外の火気器具類の使用は禁止とさせていただきます。
- (2) 電磁器調理器等の消し忘れ等に十分気を付けて下さい。
- (3) 喫煙に関する事項
居室及び施設内での喫煙は禁止とさせていただきます。
- (4) 外出・外泊などで居室を空けるときは、必ず施錠をしてください。
また、鍵の保管にも気を付け、紛失のないようにして下さい。
- (5) 施設が実施する「防災訓練」(年2回)に積極的な参加をお願いします。
- (6) 災害発生の場合は、職員の指示に従い、あるいはあらかじめ指定した経路により避難をお願いします。この場合、エレベーターは危険ですので使用できません。

13. 契約解除に関する事項

- (1) 退居に関する事項
 - ①甲が自らの意思や都合により退居しようとする場合は、退居日の1ヶ月前までに届出書の提出をお願いします。
 - ②甲が死亡した場合については、甲の代理人は、15日以内に所有物を引取り、居室を明け渡していただきます。明け渡しの期日が過ぎても、残置された所有物については、所有物を放棄したとみなし、施設において処分させていただきます。
- (2) 次のような場合は、契約解除とさせていただきますことがあります。
 - ①入居条件(サービスの提供に要する費用等)に関して、不正または虚偽の届出をして、利用していた場合。
 - ②利用料等の支払いを正当な理由なくして3ヶ月分滞納した場合。
 - ③身体的または精神的疾患等のため、他者に迷惑をかけるなど施設での共同生活に著しい支障を与えるおそれがある場合。
 - ④日常生活での起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められる場合。
 - ⑤金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断ができなくなった場合。
 - ⑥施設長の承認を得ず、施設の建物・付属設備等の造作・模様替えをし、原状回復をしない場合。
 - ⑦次のような行為により、他の利用者に迷惑をかける場合。
 - ・けんか、暴力、暴言、泥棒、賭博、口論、中傷など。

苦情は、面接、電話、書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。

④その他

当施設では、社会福祉法第82条の規定により、お客様またはご家族、保証人の皆様からの苦情に適切に対応するため、第三者委員を設置し誠意をもって解決に努めております。

⑤ 第三者委員

山崎 富男 （緑ヶ岡貝塚地区社会福祉協議会会長）

〒085-0806 釧路市緑ヶ岡6丁目20番23号

電話 0154-46-4956

牧野 優三 （春採下町連合町内会会長）

〒085-0806 釧路市武佐1丁目14の9

電話 0154-46-0478

16. 第三者評価の実施状況等に関する事項

（1）利用者の意見等を把握する取組の状況

実施項目 : アンケート調査

実施回数 : 年 1 回

当該結果の開示状況 : なし

（2）第三者評価の実施状況

実施状況 : 実施なし

17. 指定医療機関に関する事項

（1）指定医療機関

名称 : 医療法人 太平洋記念 みなみ病院

住所 : 釧路市春採7丁目9番9号

電話 : 0154-46-3162

FAX : 0154-46-3583

協力内容: 日常の健康管理、医療相談、職員への指導、検査・入院の指示、緊急時の対応、週1回の通院運行

18. その他の事項

（1）ケアハウスやまざくら入居後、住民票の異動の有無の連絡をお願いします。

（2）代理人の住所等先に提出していた事項に変更があった場合、また甲の身上に関して重要な事項に変更があった場合は、すみやかに連絡

をお願いします。

- (3) 甲の故意または重大な過失により施設の建物・付属設備・備品等に損害が発生した場合、甲の負担により損害を弁償していただきます。
- (4) 契約書及び重要事項説明書などに定めない疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙と協議し誠意をもって処理・解決させていただきます。
- (5) 施設での生活継続のため、居室内の清掃や入浴などの介護が必要となった場合、介護保険制度の介護認定を受け、施設外の介護保険サービスを利用することができます。この場合、介護サービスにかかる費用は甲の負担となります。
- (6) 介護サービスに関する具体的なご相談は職員までお問い合わせ下さい。

令和 年 月 日

ケアハウスやまざくらの利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスやまざくら

説明者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて乙から重要事項の説明を受け、ケアハウスやまざくらの利用開始に同意しました。

利用契約者 住 所
氏 名 印

上記代理人 住 所

氏 名 印